

## 葉山町バス・タクシー事業者支援事業補助金交付要綱（案）

### （目的）

**第 1 条** この要綱は、通勤・通学や生活の移動手段として、地域生活や経済活動を支える役割を果たす公共交通事業者に対し、燃料価格の高騰分の一部を支援し、もって地域公共交通サービスを維持するため、予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

### （交付対象事業者）

**第 2 条** 交付対象事業者は、次に掲げる要件を満たす事業者等とする。

- (1) 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 3 条第 1 号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業し、町内を運行する路線がある事業者（以下「路線バス事業者」という。）
- (2) 道路運送法第 3 条第 1 号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業し、JR 逗子駅構内に乗り入れ可能な町内を営業区域とする事業者により構成される団体（以下「タクシー事業者団体」という。）

### （交付額）

**第 3 条** 交付額は、次の各号に掲げる事業者等の区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。

- (1) 路線バス事業者 バス 1 台当たり 35,000 円
- (2) タクシー事業者団体 タクシー 1 台当たり 12,000 円

### （交付申請）

**第 4 条** 補助金の交付申請をしようとする事業者等は、次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（第 1 号様式）
- (2) 保有車両数が確認できる書類
- (3) その他町長が必要と認める書類

### （交付決定及び通知）

**第 5 条** 町長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、適否を決定のうえ、補助金交付決定通知書（第 2 号様式）により通知するものとする。

### （交付決定の取消及び返還命令）

**第 6 条** 町長は、交付決定を受けた事業者が、偽りその他不正の手段により交付決定を受け

たことが明らかである場合、交付決定を取り消すとともに、既に補助金の交付を受けていた場合、その返還を命じるものとする。

**(状況報告及び調査)**

**第7条** 町長が必要と認める場合、事業の実施状況について、随時、その報告を求めるとともに、関係する物件及び書類等について調査を行うことができる。

**(その他)**

**第8条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

**附 則**

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

補助金交付申請書

令和 年 月 日

葉山町長 殿

住所又は事務所  
所在地  
団体名  
代表者名  
電話番号

葉山町バス・タクシー事業者支援事業補助金交付要綱第4条の規定により補助金を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 金 \_\_\_\_\_ 円

(交付申請額内訳)

区分	基本額 (A)	車両数 (B)	計 ((A) × (B)) (C)
路線バス事業者	35,000 円	両	
タクシー事業者団体	12,000 円	両	

2 振込先口座

金融機関名	銀行 信金・信組 農協	金融機関 コード							
支店名	本店 支店	支店 コード							
預金種別	普通 ・ 当座	口座番号							
フリガナ									
口座名義									

3 添付書類

- 営業所が保有する車両数が確認できる書類 (路線バス事業者の場合)
- 事業者ごとに保有する車両数が確認できる書類 (タクシー事業者団体の場合)

第2号様式

補助金交付決定通知書

葉山町指令第 号  
令和 年 月 日

殿

葉山町長 山梨 崇仁

令和 年 月 日付で申請のあった葉山町バス・タクシー事業者支援事業補助金については、下記のとおり決定したので、葉山町バス・タクシー事業者支援事業補助金交付要綱第5条の規定により通知する。

記

交付決定額 金 円